

# 田原本町議会会議録目次

○3月3日(第1日)

開会(午前10時02分) .....	1-4
町長の職務代理者を置くことを求める動議 .....	1-5
副町長招集挨拶 .....	1-9
会期の決定(3月3日から13日までの11日間) .....	1-10
会議録署名議員の選出(竹邑利文、吉田容工、植田昌孝君) .....	1-10
報 告 現金出納検査の結果報告 .....	1-10
報 第1号 町長の専決事項の指定についての報告(報 告) .....	1-11
議 第23号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて (原案可決) .....	1-11
同 第1号 田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めること について(同 意) .....	1-13
発議案の一括上程(発議第1号より発議第3号までの3議案について)	
趣旨説明 .....	1-15
質 疑 .....	1-19
討 論 .....	1-19
採 決	
発議第1号 全ての刑事事件における全面的証拠開示を求める意見書 (否 決) .....	1-21
発議第2号 治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書 (否 決) .....	1-22
発議第3号 微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める 意見書(原案可決) .....	1-22
議案の一括上程(報第2号より議第22号までの23議案について) .....	1-22
予算審査特別委員会の設置について .....	1-35
予算審査特別委員会の委員選任について .....	1-35
上程議案の委員会付託について .....	1-36
散会(午前11時55分) .....	1-37

平成26年 第1回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成26年3月3日

午前10時02分 開会

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (14名)

1番 阪東吉三郎君	2番 森井基容君
3番 安田喜代一君	4番 森良子君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君

---

## 1, 欠席議員 (0名)

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 植田知孝君 議事係長 中辻勇君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

副町長 石本孝男君	総務部長 松田明君
総務部参事 持田尚顕君	住民福祉部長 平井洋一君
産業建設部長 福岡伸卓君	上下水道部長 取田弘之君
秘書広報課長 岡本達史君	監査委員 井上喜一君

教育委員長	後藤田 和 子 君	教 育 長	片 倉 照 彦 君
教 育 部 長	鍬 田 芳 嗣 君	会 計 管 理 者	奥 山 佳 延 君
選挙管理委員会 事務局長	吉 田 悦 治 君	農 業 委 員 会 事 務 局 長	笹 岡 吉 久 君

---

平成26年田原本町議会第1回定例会議事日程

3月3日（月曜日）

○開 会（午前10時）

○副町長招集挨拶

○会期の決定

○会議録署名議員の選出

○現金出納検査の結果報告

○報 第1号 町長の専決事項の指定についての報告

○休 憩（日程の説明）

○議第23号 人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについて

・提案理由の説明

・採決

○同 第1号 田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めること  
について

・提案理由の説明

・採決

○発議案の一括上程（発議第1号より発議第3号までの3議案について）

・趣旨説明

・質疑

・討論

・採決

○議案の一括上程（報第2号より議第22号までの23議案について）

○副町長より提案理由の説明

○予算審査特別委員会の設置について

○予算審査特別委員会の委員選任について

○上程議案の委員会付託について

○散 会

---

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

追加日程

○町長の職務代理者を置くことを求める動議

---

午前10時02分 開会

○議長（辻 一夫君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

これより平成26年田原本町議会第1回定例会を開会し、直ちに会議を開きます。

副町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。（「動議を」と西川議員呼ぶ）

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 先ほど副町長のほうから町長がご病気で本会議に出席をされないということでございますけれども、そのことについて動議を提案したいと思っております。

執行機関の最高責任者である田原本町長の出席を私は求めたいと思います。本定例会に欠席されるというお話もあり、また、お聞きすると議運でも了承されているというような話もありますけれども、本定例会には町長から町民の皆様の生活にかかわる25にも及ぶ重要な案件が提出されております。また、特に来年度の事業の執行のために116億円に及ぶ一般会計予算及び各種会計予算の審議があります。ぜひ提案者である町長が自らご出席いただいて、議員及び町民の皆さんに責任を持って説明をし、審議をすべきと私は考えます。

そこで、本定例会に執行機関の最高責任者である田原本町長が欠席をされるしかるべき事由、病気ということでございますけれども、もしもその病気を事由とする場合、出席できないとする医者等の診断書等の根拠をお示しをいただきたいと思っております。

田原本町が定める田原本町長の職務を代理する職員を定める規則では、町長の職務を代理する職は総務部長とすると規定されておりますけれども、上位の法であります地方自治法第152条には、町長に病気など事故があるとき、または欠けたときは副町長がその職務を代理すると決められております。もし町長がこの重要な議会に出席することができず、その職務を自ら行えない、欠席される場合には、その地方自治法に定められたとおり、副町長がその職務を代理し、今後の審議において法に基づく町長の職務代理者としての答弁を求めたいと思っております。

また、寺田町長が病気休暇をとられ議会を欠席されることは、これで2度目であ

ります。今回は1月下旬から今日まで町長が休暇をとっておられます。今後も病気などを理由として休暇をとられる場合、町長に治療に専念していただくためにも、また町政が停滞することなく、また突発する地震、豪雨などの災害に速やかに対応するように地方自治法に定めておるとおり、副町長を職務代理者とすることを求めたいと思います。

以上です。

○議長（辻 一夫君） ただいま西川議員から町長の職務代理者を置くことを求める動議が提出されました。

この動議には会議規則第16条の規定により、提出者のほかに3人以上の賛成者が必要です。この動議に賛成諸君の挙手を求めます。

（挙手する者あり）

○議長（辻 一夫君） この動議は提出者のほか3人以上の賛成がありますので、成立しました。

---

---

#### 町長の職務代理者を置くことを求める動議

○議長（辻 一夫君） 町長の職務代理者を置くことを求める動議を議題といたします。

この動議の内容は議会が決定する事項ではありませんので、副町長にこの動議に対する説明を求めます。副町長。

○副町長（石本孝男君） 今、西川議員からいただいた動議の件についてでございます。

先ほどご説明申し上げましたが、町長におかれましては1月末に入院しまして、2月23日に退院して現在自宅療養されているところでございます。一応3週間程度の自宅療養を必要とするというふうに聞いております。

今回、町長におきましては、療養中ではございますが、自ら指示、判断を行える状況でございます。行政活動を停止させないと判断され、職務代理者を置かないとされたところでございます。

町長から事務を委任されております、私、また囑託されております教育長等々は、町長に相談、またその意向を受けて執務を行っているところでございます。術後、

数日間は安静を要しまして接見をしておりませんでした。その後、判断を仰ぐ事項や相談をする必要がある事項につきましては、その都度、病院ないしは自宅へ赴き、指示を仰いでいるところでございます。町長においては療養中ではありますが、先ほど申しましたように、本人自らの意思で指示、判断を行える状況にあるということで、町として職務代理者を置かないという判断をされたところでございます。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 先ほど申し上げましたとおり、この動議の内容は議会が決定する事項ではなく、理事者の判断によるものであることから説明がありましたとおりのご了解をお願いいたします。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 一応私のほうが動議を出させていただいて、そして動議提出の賛成者が規定以上の方がおいでになるということでございますので、再度私のほうがお願いをしたいのは、議会として動議を議題としていただいたわけでございますので、再度理事者のほうへ再度連絡をしていただいて、そして議会のほうで動議が出て、職務代理者を置くべきだという案件が議題となっているんだけど、町長はどういうふうにお考えになるのか。置くと考えられるのか、置かないと考えるのか、それは別としても。そのご判断は町長がされると思いますけども、そのことを再度確認をお願いできないかと思っております。お願いします。

○議長（辻 一夫君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今、西川議員から時間的な差異はございますが、先週そういうお話を聞かせていただきまして、金曜日並びに昨日の日曜日、金曜日は電話でございましたが、日曜日、町長と直接お会いさせていただきまして、その他の案件もございましたが、そういう議会のほうの意向もございますということでご相談をさせていただいて、先ほど申しましたように、当然事務については遂行することに停滞はないだろうということで、置かないというふうに判断をいただいております。

今議員がおっしゃった後の話ではございません。前の話でございますけれども、状況的にはそういう形でございます。

○議長（辻 一夫君） ただいま西川議員の質問というのか、要望に対して副町長が答えいたしました。

それで西川議員、時間が相前後しますが、ご理解願えますか。6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 先ほど私が議員として提案をさせていただきました。議会として、この動議の成立をしたわけですので、議会として、先ほど言いましたように、副町長を通じてか、議長を通じてかは別として、町長の意思を私は確認をしていただければというふうに思います。

さっきおっしゃいましたように、時間のずれがありますし、議会としてのやっぱり権威もあると私は思いますので、お願いしたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 先に9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ご病気ということで、副町長の説明では大変重いんだろかなとは推測はします。ただ、それがどんなものかというのは、私たちには分からないというのが実態なんですね。特に明日は行政一般に関して町長の意見を聞くという時間ですので、そこに町長がおられないということは、大変質問するほうもどんな答えかなと楽しみもなくなりますし、力の入る具合も落ちるのかなと思いますけれども。

ただ、その点では、やっぱり本人の判断として、ここへ出られないのか、医者判断としてここへ出られないのかということは知りたいところなんですね。ですから、お医者さんが退院後3週間は、こういうたくさんの方がいるところに行くのはだめですよという判断をされているのか、それとも本人がしんどいから出ないというのか、そこは今全然説明の中では伝えてこなかった。その点では、そこをちょっと確認したい。それが西川議員の診断書ということの一つの提案だと思うんですね。

その点では、ドクターストップとして、こういうたくさんの方がいるところで出席はいけませんよと出ているのか、それとも本人さんの体調がすぐれないから出たくない。あるいは、出たいけれども、出られないということかも分かりません。

ただ、以前、森町長のときは町長室に酸素ボンベを置きながらでも議会に出席されていたということも私は経験しています。その点、今回の場合は少ししゃべるのに不都合があったということは想像はできますけれども、その点はドクターストップとして、ここへ来られないのか、それとも自分の体調上、難しいと思っておられるのか、そのことをやっぱり明らかにしていただきえないなと思います。

○議長（辻 一夫君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今吉田議員のほうからドクターストップか否かという話でござ



ございます。

私も直接担当医に接見はしておりませんので、その辺は申し上げられませんけれども、町長との話の中で、医者の方から3週間程度のリハビリを兼ねて自宅で療養しなさいというふうに指示されておるということを町長から聞いておりますので、そういうことで今退院後、自宅で療養されているということでございます。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） やっぱりね、これは町長という役柄上、そういう判断でもいいのかどうか分かりませんが、世間的にはドクターが言っているということは、診断書なりで確認するというのが一般の社会なんですよね。特に、この田原本町を引っ張っていく町長が、やっぱりそういう状況がどうかというのは、こういうことですよ、自らやっぱり明らかにしていくというのが本来の筋じゃないかなと思うんですよ。何も町長が出たくないから、出ないんですよということではないと思うんですよ。本当はここへ出て自らの意見を述べたいという思いでおられると思いますけれども、やはりそういうことをするのなら、それなりの手続きを踏んで議運に診断書を出すとかですね、というのが必要じゃないかと思うんですけども。それは今議会中でもとられる予定はありますか。どう対応されますか。

○議長（辻 一夫君） 副町長。

○副町長（石本孝男君） 今、診断書云々の件でございますが、一応事務的に特別職の場合は、そういう手続きを踏みなさいということは規程ではないわけでございますけれども、議員おっしゃったように、そういう安静期間が必要かどうかということとは、再度医者の方からペーパーをいただくなど、町長には確認させていただきたいと思います。

○議長（辻 一夫君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 私のほうから動議を出させていただきましたので、ぜひお願いをしたいのは、議会として動議が提出され議題とされたわけですので、ちょっと休憩なり、閉会なりしていただいて、議長さんなり、副町長さんなりで、議会でこういうふうになっていると。しかし、町長はどういうお考えであるかということをご確認いただくと。そういうふうにお願ひできないでしょうか。後の案件もあることですので、よろしくお願ひします。

○議長（辻 一夫君） それでは暫時休憩をさせていただきます。

午前10時15分 休憩

---

午前10時21分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

先ほど提案のありましたように、町長の意思の確認を私が直にさせていただきます。その結果をご報告申し上げたいと思います。

町長としては、そのまま行くということでございますので、どうぞ皆さん方ご理解のほど、よろしく願いいたしたいと思います。（「はい、結構です」と西川議員呼ぶ）

---

副町長招集挨拶

○議長（辻 一夫君） それでは副町長より定例会招集についてのあいさつを受けることにいたします。副町長。

（副町長 石本孝男君 登壇）

○副町長（石本孝男君） 改めまして、おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、平成26年田原本町議会第1回定例会の開催に際しまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、常日頃から町勢発展のため多大なるご支援、ご協力を賜っておりますこと厚く御礼申し上げます。また、公私何かとご多用の中ご出席いただきまして、今期定例会を開催でき得ましたことに重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、来月から消費税率の改正など経済情勢も変化する中、本町におきましては地方分権の推進、急激な少子高齢化、本格的な長寿社会、住民意識・生活様式の多様化など、取り巻く環境も大きく変化しており、住民ニーズに合わせた対応、住民満足度の向上など、地域のさまざまな課題に自主的、主体的に対応してまいりたいと考えております。

本定例会は本年初の定例会であり、平成26年度各会計予算案をはじめ26議案の重要案件につきましてご審議賜るわけでございますが、町長不在ではございます

が、私をはじめ、教育長、各部課長が懸命に務めてまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

---

---

### 会 期 の 決 定

○議長（辻 一夫君） 会期の件についてお諮りいたします。本定例会の会期は本日から13日までの11日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、会期は13日までの11日間と決定いたしました。

---

---

### 会議録署名議員の選出

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。会議録署名議員の選出については、会議規則第126条の規定により、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

7番、竹邑議員、9番、吉田議員、10番、植田議員、以上3名の方をお願いいたします。

---

---

### 現金出納検査の結果報告

○議長（辻 一夫君） 報告事項を求めます。

現金出納検査の結果について、代表監査委員。

（監査委員 井上喜一君 登壇）

○監査委員（井上喜一君） 議長のご指名によりまして、去る平成25年12月25日、平成26年1月27日、2月25日に、議会選任委員と共に実施をいたしました現金出納検査の結果をご報告いたします。

一般会計及び各特別会計に属します平成25年11月30日、12月31日、平

成 2 6 年 1 月 3 1 日 現 在 の 出 納 状 況 に つ い て 現 金 出 納 検 査 を 実 施 いたしたところ、  
検 査 日 現 在 の 現 金 残 高 は、町 指 定 金 融 機 関 保 有 の 現 金 残 高 及 び 各 金 融 機 関 の 預 金 残  
高 の 合 計 と 歳 入 歳 出 簿 現 金 残 高 と が 符 合 し、関 係 法 令 を 遵 守 の 上、的 確 に 処 理 さ れ  
て いた こと を ご 報 告 申 し 上 げ ます。

以上であります。

---

---

報 第 1 号 町 長 の 専 決 事 項 の 指 定 に つ い て の 報 告

○ 議 長 ( 辻 一 夫 君 ) 続 き ま し て、報 第 1 号、町 長 の 専 決 事 項 の 指 定 に つ い て の 報  
告 を いた します。

地 方 自 治 法 第 1 8 0 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 専 決 処 分 さ れ ま し た の は、変 更 契 約 2  
件 と 損 害 賠 償 額 の 決 定 1 件 で あ り ます。な お、既 に 招 集 通 知 と 共 に 専 決 処 分 書 を 配  
付 いた して お り ます の で、ご 清 覧 お き お 願 い 申 し 上 げ ます。

日 程 の 説 明 の 間、暫 時 休 憩 いた します。

午 前 1 0 時 2 7 分 休 憩

---

午 前 1 0 時 2 8 分 再 開

○ 議 長 ( 辻 一 夫 君 ) 休 憩 前 に 引 き 続 き 会 議 を 開 きます。

日 程 に 入 り ます。

---

---

議 第 2 3 号 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 推 薦 に つ き 議 会 の 意 見 を 聞 く こと に つ い て

○ 議 長 ( 辻 一 夫 君 ) 議 第 2 3 号、人 権 擁 護 委 員 候 補 者 推 薦 に つ き 議 会 の 意 見 を 聞  
く こと に つ い て を 議 題 と いた します。

事 務 局 長 より 議 案 の 朗 読 を さ せ ます。

○ 議 会 事 務 局 長 ( 植 田 知 孝 君 ) そ れ で は 朗 読 いた します。

議 第 2 3 号

人 権 擁 護 委 員 候 補 者 推 薦 に つ き 議 会 の 意 見 を 聞 く こと に つ い て

次 の 者 を 人 権 擁 護 委 員 候 補 者 に 推 薦 し た い の で、人 権 擁 護 委 員 法 ( 昭 和 2 4 年 法  
律 第 1 3 9 号 ) 第 6 条 第 3 項 の 規 定 に よ り、議 会 の 意 見 を 聞 く。

平 成 2 6 年 3 月 3 日 提 出

住 所 田原本町大字藏堂294番地

氏 名 <sup>さわだ たかこ</sup>  
沢田 貴子

生年月日 昭和36年7月25日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 副町長より提案理由の説明を求めます。副町長。

（副町長 石本孝男君 登壇）

○副町長（石本孝男君） 議長のご指名によりまして、議第23号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことにつきまして、ご説明申し上げます。

本案は人権擁護委員の任期満了に伴いますもので、田原本町大字藏堂294番地、沢田貴子氏、昭和36年7月25日生まれを適任者として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、議会の意見を聞くものでございます。

議員各位におかれましては、ご議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（辻 一夫君） ただいま副町長より説明のありました人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、提案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、議第23号、人権擁護委員候補者推薦につき議会の意見を聞くことについては、原案どおり沢田貴子君を人権擁護委員候補者に推薦することに決しました。

暫時休憩いたします。

（監査委員 井上喜一君 退席）

午前10時30分 休憩

---

午前10時31分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

---

同第1号 田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについて

○議長（辻 一夫君） 同第1号、田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは朗読いたします。

同 第1号

田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについて次の者を田原本町政治倫理審査会の委員に委嘱したいので、田原本町政治倫理条例（平成11年12月田原本町条例第25号）第5条第3項の規定により議会の同意を求める。

平成26年3月3日提出

田原本町長 寺 田 典 弘

住 所 奈良市登美ヶ丘3丁目12番2号

氏 名 かわさき よしのり  
川崎 祥記

生年月日 昭和25年1月27日

住 所 田原本町大字阪手685番地の8

氏 名 きたうら きたこ  
北浦 佐多子

生年月日 昭和18年2月7日

住 所 田原本町大字佐味643番地の2

氏 名 やまだ よしただ  
山田 至完

生年月日 昭和24年6月22日

住 所 田原本町大字十六面283番地の1

氏 名 たけむら よしなり  
竹村 佳也

生年月日 昭和17年10月6日

住 所 田原本町大字阪手685番地の15  
氏 名 いのうえ よしかず  
井上 喜一  
生年月日 昭和22年4月6日

住 所 滋賀県長浜市南田附町292番地の3  
氏 名 たかつ よしお  
高津 融男  
生年月日 昭和37年4月22日

住 所 田原本町大字八尾480番地の47  
氏 名 たべい きみこ  
田部井 紀美子  
生年月日 昭和37年4月25日

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 副町長より提案理由の説明を求めます。副町長。

（副町長 石本孝男君 登壇）

○副町長（石本孝男君） 議長のご指名によりまして、同第1号、田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることにつきましてご説明申し上げます。

本案は、田原本町政治倫理審査会の委員の任期満了に伴いますもので、奈良市登美ヶ丘3丁目12番2号、川崎祥記氏、昭和25年1月27日生まれ、田原本町大字阪手685番地の8、北浦佐多子氏、昭和18年2月7日生まれ、田原本町大字佐味643番地の2、山田至完氏、昭和24年6月22日生まれ、田原本町大字十六面283番地の1、竹村佳也氏、昭和17年10月6日生まれ、田原本町大字阪手685番地の15、井上喜一氏、昭和22年4月6日生まれ、滋賀県長浜市南田附町292番地の3、高津融男氏、昭和37年4月22日生まれ、田原本町大字八尾480番地の47、田部井紀美子氏、昭和37年4月25日生まれを適任者として委嘱いたしたく、田原本町政治倫理条例第5条第3項の規定によりまして、議会の同意を求めるものでございます。

議員各位におかれましては、ご同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） ただいま副町長より説明のありました田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについては、提案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、同第1号、田原本町政治倫理審査会の委員の委嘱につき議会の同意を求めることについては、原案どおり川崎祥記君、北浦佐多子君、山田至完君、竹村佳也君、井上喜一君、高津融男君、田部井紀美子君に同意することに決しました。

暫時休憩いたします。

（監査委員 井上喜一君 着席）

午前10時36分 休憩

---

午前10時36分 再開

○議長（辻 一夫君） 再開いたします。

---

発議案の一括上程（発議第1号より発議第3号までの3議案について）

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第1号、全ての刑事事件における全面的証拠開示を求める意見書から発議第3号、微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書までの3議案を議題といたします。

お諮りいたします。発議第1号、全ての刑事事件における全面的証拠開示を求める意見書から発議第3号、微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書までの3議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、発議第1号より発議第3号までの3議案については一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、この際議案の朗読を省略いたしまして、各々の提出者より趣旨説明



を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

それでは順次提出者より趣旨説明を求めます。発議第1号及び発議第2号について、9番、吉田議員。

(9番 吉田容工君 登壇)

○9番(吉田容工君) それでは発議第1号、全ての刑事事件における全面的証拠開示を求める意見書の趣旨説明を行います。

今、被告人及び弁護人が検察官が証拠調べを請求した証拠の内容を吟味し、相手方当事者として、これらの証拠に対する弾劾を行うことは、憲法上保障された被告人の防御権の行使であって、他者の人権を侵害しない限り保障されなければなりません。そして、検察官請求証拠の内容を吟味し弾劾を行うためには、被告人及び弁護人に捜査機関が留意したすべての証拠を検討することができる必要不可欠です。

また、検察官は公益の代表者であるから、検察官が法律に基づく任意捜査、または強制捜査の権限を行使して、公費で収集したすべての証拠を相手方当事者である被告人及び弁護人に開示することは、刑事手続きの公正さを保障するためにも必要不可欠です。

また、国際人権規約委員会は1998年11月5日、日本も批准している国際人権(自由権)規約第14条第3項として、捜査機関が収集した防御に必要な証拠のすべての開示を求める権利を保障していることを前提として、弁護側に全面的な証拠開示請求権を保障することを求めています。

これまでも、いろんなところで冤罪事件が発生しました。それらは証拠をすべて明らかにしない中で、一部の証拠を示す中で行われた裁判でなっています。その点では、すべての証拠を吟味し、その真実を明らかにする。その裁判を保障するためにも、これらの全面的証拠開示をするよう求めることが正しいのではないのでしょうか。

私は、この意見書を通じ、本議会がすべての刑事事件における全面的証拠開示を求めることによって、少しでも適正な公正な裁判が行われる、そうなることを願う

と共に、皆さんがこの意見書に賛成いただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、発議第2号、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書の趣旨説明を行います。

治安維持法が1925年に制定されてから1945年に廃止されるまでの20年間に、政党、労働組合、農民組合、宗教団体をはじめ、平和主義者、知識人、文化人など数十万人にのぼる人々が逮捕され、送検されました。送検された人は7万5,681人、警察署で虐殺された人は95人、刑務所、拘置所で虐待、暴行、発病になる獄死者は400人余りにのぼっています。

日本が敗戦にあたり、ポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は反人道的、反民主的で、軍国主義を推進した最大の悪法として廃止されました。この法律によって有罪判決を受けた人々は無罪となりました。

ところが、戦後の日本の歴代政府は治安維持法が人道に反する悪法であったことさえ、いまだに認めていません。

諸外国では、ドイツは戦争犯罪人と人道に反する罪に時効はないという国際法に基づいて、今も戦犯を追及し、犠牲者には謝罪し賠償を行っています。また、アメリカやカナダ、イタリアでも謝罪をしています。

1993年に開かれた日本弁護士連合会人権擁護大会の基調報告には「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に抵抗し、戦争に反対したものとして、その行為が高く評価されなければならない」と指摘し、「すみやかな賠償措置の実現」の必要性を法理論的に明らかにしています。

治安維持法犠牲者に一日も早く謝罪と賠償をするためにも治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定することを本議会としても意見を実現するよう、皆さんのお力をいただきますよう、よろしく願いしまして、発議第1号、発議第2号の趣旨説明とさせていただきます。よろしく願いします。

○議長（辻 一夫君） 続きまして、発議第3号について。5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして今期定例会に提出させていただきました微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書について趣旨説明

をさせていただきます。

毎日、テレビにおきまして、この大気汚染、特にPM2.5に関しては、毎日テレビ上において、いろんな情報が流れております。そして年々、これがテレビで扱いがだんだん大きくなってきております。

この大気汚染の原因と言われる粒子状物質は、燃焼で生じたちりや風で舞い上がる土壌粒子、黄砂などでございますが、工場や建設現場から生じる粉塵のほか、燃焼による排出ガスや石油からの揮発成分が大気中で変質してできる粒子物質でございます。そしてこの粒子状物質は大気汚染物質として扱われているわけでございます。

この大気汚染物質としては、人為的によるものと、そして自然的な影響によるものと2つあるわけでございますが、自然的には我々、過去昔からあったわけでございますので、人に対しての影響は少なかったわけでございますが、この人為的影響がやはり相当厳しくなってきたおるわけでございます。

この粒子物質は、主に人の呼吸器系に沈着して健康に影響を及ぼし、粒子の大きさにより体内での動きや健康影響は異なると言われております。この粒子状物質は大きく分類されており、「PM10」や「PM2.5」などと呼ばれておるわけでございます。

大きさ10マイクロメートル以下をPM10と呼ばれ、更に小さい2.5マイクロメートルをPM2.5と呼んでおるわけでございます。

このPM2.5を日本では「微小粒子状物質」と呼び、海外では一般的にその呼び方は「PM2.5」と呼ばれておるわけでございます。

このPM2.5はPM10よりも小さく、量が多いので、健康への悪影響が大きく懸念されておるわけでございます。したがって、このPM2.5に関しては、まだまだ疫学的治験が少なく、暴露濃度と健康影響との間の一貫した関係が見い出されていないことから、大きな課題となっておるわけでございます。

そして我が国でも越境汚染、いわゆる中国から来る汚染でございますが、この越境汚染による一時的な濃度の上昇が観測されたことにより、今現在テレビで放映されておるのもそうでございます。国民の関心が高まっているわけでございます。

そこで、この国民に分かりやすい、注意発令の仕組みや、そして整備や、そして

国、地方の連携によるモニタリング体制の整備などを至急することが大事と思います。PM2.5による大気汚染に関しての総合的な対策を早く実施していかないと、過去日本も公害、四日市公害とか、それから自動車による公害とか発生して多くの住民の方々に害を与えました。そうならないためにも、やはりこの今期提案させていただきました、このPM2.5にかかわる総合的な対策を、国においても早くしていただくことが国民の健康を守ると思い、この提案をさせていただきました。

以上が私の趣旨説明でございます。議員各位におかれましては、ご理解いただきましてご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（辻 一夫君） ただいまの各々の趣旨説明に対し質疑を許します。

まず、発議第1号について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございます。次に、発議第2号について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようでございます。次に、発議第3号について質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。まず原案に反対者の発言を許します。ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。4番、森議員。

（4番 森 良子君 登壇）

○4番（森 良子君） それでは全ての刑事事件における全面的証拠開示を求める意見書に賛成の討論をさせていただきます。

我が国の刑事訴訟法においては、どのような証拠を開示するかは基本的に検察官の判断に委ねられているため、捜査機関の不当な証拠隠しが後を絶たず、これにより幾多の冤罪事件が発生するに至っています。

宮城県の松山事件は死刑判決確定後に証拠開示がなされ、再審により無罪となり

ました。また、最近の氷見事件、布川事件などでは、被告人に有利な証拠が開示されていなかったことが明らかになっています。これらの事件においても全面的な証拠開示請求が認められていれば、強要された被告人の自白や、それを支えるとされた目撃証言なども、およそ信用できないものであるということが明らかになり、誤った有罪判決を防止できたはずであります。

これらのことは、決して人ごとではなく、いつ自分の身に降りかかるかもしれないと思うと恐ろしくなります。今後も新たな冤罪の悲劇が繰り返されるおそれは極めて大きいと言わざるを得ません。また、裁判員裁判の導入により、刑事裁判に対する市民の関心がこれまで以上に高まっている現在においては、このような制度の不備による誤判は刑事司法全体に対する市民の信頼低下に直結しかねません。

そこで二度と悲惨な冤罪の発生を繰り返さないためにも、国に対し被告人及び弁護人の全面的な証拠開示を求めることに賛成します。各議員の皆様方のご理解をいただき、ご賛同よろしくお願いいたします。

続いて、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書に賛成の討論をさせていただきます。

現在の社会では考えられないことですが、平和を願い、人権尊重と主権在民を唱え、戦争に反対したために逮捕され、拷問による虐殺、獄死という多大な犠牲を受けた方々の心情を察すると、本当に心が痛みます。学者、宗教者、文化人など、逮捕者は数十万人にもものぼり、特に拷問を受けて殺された作家小林多喜二の黒く腫れ上がった体の写真を見るたびに、悲しみと怒りがこみ上げてきます。

この法律によって処罰された人々は無罪とされましたが、日本の政府はいまだに謝罪も賠償もしていません。世界に目を向けると、ドイツでは連邦補償法でナチス犠牲者に謝罪し、賠償し、イタリアでも国家賠償法で反ファシスト政治犯に終身年金を支給しています。アメリカ、カナダでは第二次世界大戦中に強制収容した日系市民に対して、1988年、市民自由法を制定し、2万ドルないし2万1,000ドル、約250万円を支払い、大統領が謝罪しています。韓国では治安維持法犠牲者を愛国者として表彰し、犠牲者に年金を支給しています。にもかかわらず、日本は何もしていません。そして現在多くの地方議会において治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書が採択されています。

政府においては、同じ過ちを繰り返さない立場から、この法律を制定し、犠牲者に対して一日も早く謝罪と賠償を行うよう要望することに、この意見書に賛同いたします。各議員の皆様方におかれましても、どうかご賛同をいただきますように、よろしく願いいたします。

○議長（辻 一夫君） 9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） 発議第3号、微小粒子状物質（PM2.5）に係る総合的な対策の推進を求める意見書に賛成の立場で討論させていただきます。

微小粒子状物質は土壌、海洋火山など自然由来のものと、焼却場、工場、自動車などから発生するものがあります。この間、大気汚染防止法に基づく工場、事業所等のばい煙発生施設の規制や、自動車排気ガス規制などにより年間平均的な濃度は減少しています。ただし、冬季、春季に都市汚染の影響の少ない九州西端の離島で濃度上昇が観測されていることから、大陸から越境大気汚染の影響が認められています。

粒子状物質のうちPM2.5は非常に小さく、肺の奥深くまで入りやすく、ぜんそくや気管支炎など呼吸器系疾患、肺がんのリスクの上昇や、循環器系の影響が懸念されています。現在、国では注意喚起のための暫定的な指針を定めています。しかし、外から来るものを防ぐことには限度があります。抜本的な発生抑制策がとられることを求めるものです。

本意見書を提出することで対策が強化されることを期待して本意見書に賛成します。

なお、喫煙されている部屋では、暫定値を数倍上回るPM2.5が発生し、浮遊しているそうです。喫煙場所にはご注意くださいを付け加えておきます。

○議長（辻 一夫君） ほかに賛成討論はございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ないようですので、これにて討論を打ち切ります。

これより発議第1号、全ての刑事事件における全面的証拠開示を求める意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第2号、治安維持法犠牲者国家賠償法(仮称)の制定を求める意見書を採決いたします。

本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成少数と認めます。よって、本議案は否決されました。

続きまして、発議第3号、微小粒子状物質(PM2.5)に係る総合的な対策の推進を求める意見書を採決いたします。本案を原案どおり決することに賛成諸君の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○議長(辻 一夫君) 賛成多数と認めます。よって、本議案は原案どおり可決されました。

---

---

議案の一括上程(報第2号より議第22号までの23議案について)

○議長(辻 一夫君) 続きまして、報第2号、平成25年度田原本町一般会計補正予算(第5号)の専決処分の報告より、議第22号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更についてまでの23議案については、会議規則第37条の規定により、この際一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、報第2号より議第22号までの23議案につきましては一括議題といたします。

お諮りいたします。本議案につきましては、既に招集通知と共に配付をいたしておりますので、議員各位におかれましては熟読を願っている関係上、この際議案の朗読を省略いたしまして、副町長より提案理由の説明を求めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、朗読を省略いたします。

副町長より提案理由の説明を求めます。副町長。

(副町長 石本孝男君 登壇)

○副町長（石本孝男君） 平成26年田原本町議会第1回定例会に提案いたしました平成26年度各会計予算案をはじめ、重要案件のご審議をお願いするに当たりまして、町長にかわりまして新年度における施策の概要につきましてご説明を申し上げます。

それでは予算案の概要を申し上げます前に、まず地方を取り巻く経済情勢並びに財政環境につきまして申し上げます。

第二次安倍政権が発足して以来、早くも一年が経過いたしました。最大の課題でありました我が国の経済は、緩やかではありますが回復に向かい、各種政策の効果が下支えする中で、家計所得や投資が増加し、景気の回復基調が続くと期待される場所であります、まだまだ地方への波及は実感できない状況でございます。

平成26年度の国における地方財政への対応としましては、前年度と同様に通常収支分と東日本大震災分とに分類し、通常収支分は、地方が地域経済の活性化に取り組むにつれ、安定的に財政運営を行うことができるように、地方交付税などの一般財源総額について、社会保障の充実分なども含め、本年度の水準を上回る額を確保するとされたところでございます。

このような情勢の中、本町の新年度の財政見通しについては、一般会計の歳入でございますが、町税収入は、固定資産税の家屋新築による増収や企業の業績回復による法人町民税の増収、収納率の向上などにより前年度当初予算対比約5,700万円、1.6%の増を見込み、地方消費税交付金は、地方消費税率の引き上げにより前年度当初予算対比約6,100万円、25.7%の増を、地方交付税については、町税収入等基準財政収入額などが増加したことにより前年度当初予算対比3,700万円、1.4%の減を、臨時財政対策債は、地方財政計画を受け、前年度当初予算に比べ4,100万円、7.1%の減をそれぞれ見込んだところでございます。

これらの要因により、歳入一般財源は前年度に比べ約4,700万円、0.6%の微増を見込んだところでございます。

また、歳出では、田原本町第3次総合計画の後期基本計画期間の3年目となるこ



とから、本年度に続き、唐古・鍵遺跡史跡公園整備、市街地整備、ごみ処理施設の広域建設など、取り組むべき経費の増が見込まれ、加えて少子高齢化、障がい者対策などの社会保障関係費が増加するなど、多くの財政需要が見込まれるところでございます。

このような財政環境の中で編成いたしました新年度予算であります。基本的な考え方といたしまして、町の発展と住民生活の向上を常に念頭に、住民が安心・安全に暮らすことのできるように魅力ある「まち」に向け、第3次総合計画に掲げた目標の実現に向けた取組みを着実に推進することとし、必要性、緊急性を十分に精査した上で、予算編成を行ったところでございます。

それでは平成26年度予算案の概要につきましてご説明申し上げます。

予算規模は、一般会計予算が前年度当初予算対比13.6%増の116億2,300万円でございます。なお、本年度に引き続き、新年度も予定しております生涯学習センター建設債の借換債分を除きますと、4.4%増の105億6,780万円となります。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計が4.4%増の36億6,838万8,000円、住宅新築資金等貸付事業特別会計が0.5%の減の153万円、公共下水道事業特別会計が0.2%増の18億5,488万8,000円、後期高齢者医療特別会計が6.5%増の3億8,832万3,000円、介護保険特別会計が7.1%増の23億6,278万8,000円、磯城郡介護認定審査会共同設置特別会計が10.1%増の1,491万7,000円でございます。

水道事業会計につきましては、収益的勘定が14.0%増の8億7,494万1,000円、資本的勘定は1.6%増の4億4,333万7,000円でございます。

各会計を合わせました総額は、前年度当初予算比較で18億4,789万2,000円、9.5%の増となる212億3,211万2,000円であります。

次に、新年度の重点事業の主なものにつきまして、第3次総合計画の施策分野ごとに説明申し上げます。

まず、1つ目の施策である「共に幸せを感じられるまちづくり」では、子どもをはじめ高齢者や障がいのある人が共に安心して暮らせる福祉のまちづくりと、生涯を通じた健康づくりを目指してまいります。

地域福祉の推進につきましては、田原本町社会福祉協議会や関係機関との連携により必要な体制づくりを進めるための予算措置を講じました。

消費税率の引き上げに伴う国の施策である臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例給付金給付事業を適正に対応してまいります。

次に、子育ての支援でございますが、保育所については、宮古保育園の建て替えにより、本年4月からは定員を50名増員し200名として児童の円滑な入所に努めてまいります。多様な保育ニーズに対応するため、引き続き延長保育や病児・病後児保育などを実施してまいります。

学童保育につきましては、平成27年度からすべての小学生が入所対象となるため、入所児童の増加が見込まれる田原本小学校及び南小学校では余裕教室を活用し、対応してまいります。

また、地域子育て支援の拠点としては、主に0歳から3歳までの乳幼児の子育てと、親子交流の場となる「つどいの広場」を引き続き運営してまいります。

なお、平成27年4月から子ども・子育て支援法が本格施行されることに伴い、本年度設置いたしました子ども・子育て会議において議論を重ね「子ども・子育て支援事業計画」を策定してまいります。

次に、高齢者福祉施策と介護保険事業の一体的な取組みを進めるための「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」につきましては、現計画の期間が平成26年度で満了することから、第6期となる平成27年度からの3年間の計画策定に取り組むと共に、引き続き介護サービスや介護予防サービスに努めてまいります。また、地域包括支援センターとも連携を図りながら、地域包括ケア体制の拡充や高齢者の虐待防止対策などに取り組んでまいります。

次に、障がい者施策につきましては、障がいのある方々が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するため、保健・福祉サービスの充実を図り、自立と社会参加の促進に努め、平成27年度からの第4期障害福祉計画を策定し、障がい者施策に取り組んでまいります。

保健・医療事業につきましては、育児不安の軽減、疾病及び児童虐待につながるおそれのある家庭を早期発見するために、乳児家庭全戸訪問指導及び乳幼児健康診査等に引き続き取り組み、妊婦健康診査費用についても助成を続けてまいります。

また、がん検診の受診を促進するため、一定年齢の方を対象に大腸がん検診及び子宮頸がん、乳がん検診の助成を引き続き実施してまいります。

また、「つながり・ふれあい・元気な町 田原本」を目指して策定いたしました「健康たわらもと21」計画の第2期計画を新年度で策定し、町民の健康づくりに取り組んでまいります。

次に、国民健康保険事業につきましては、国民皆保険の基礎である国民健康保険の安定的な実施のための施策を進めているところでございます。

現在、県・市町村で国保制度の検討が行われている状況を踏まえ、新年度は資産割を廃止いたします。また、特定健診、保健指導、人間ドック、脳ドックの受診費用助成についても引き続き実施し、将来的な医療費抑制を踏まえ、安定した制度維持に取り組んでまいります。

後期高齢者医療保険事業につきましては、新年度は高齢者の医療費状況を踏まえ、保険料率等の改正が行われることとなります。今後も広域連合と連携し、徴収、広報等の事業、また広域連合の委託を受け特定健診を実施し、被保険者の健康維持にかかる事業等に取り組んでまいります。

続きまして、総合計画の2つ目の施策である「人が生きいきと輝くまなびのまちづくり」では、学校教育の充実を図ると共に、生涯学習による人づくり・まちづくりを推進いたします。

本町での学校教育につきましては、これまでの教育実践を踏まえ、「感謝の心でいきいきあいさつ、心豊かにたくましく生きる子ども」の育成を指導の重点として、組織的で計画的な取組みを進め、子どもたち一人ひとりの個性を生かし、個に応じたきめ細やかな教育実践を積み重ね、「魅力と活力ある園・学校づくり」を基本に据えて取り組んでまいります。

まず、義務教育の入り口が重要な時期であることを考え、幼児教育から小学校教育へ円滑に移行ができるよう第1学年において30人を基準とする少人数学級編制を引き続き実施してまいります。

各小・中学校には、いじめ不登校対策・特別支援教育支援員を引き続き配置して適切な指導と支援の充実を図ってまいります。

次に、児童、生徒の安全を確保し、地域の避難施設としての役割を果たせるよう

計画的に進めている学校施設の耐震化事業につきましては、国の財政措置の関係により、本年度の補正予算として計上した南小学校北館校舎及び北中学校北館校舎の耐震工事を実施いたします。また、幼稚園の園舎についても計画的に耐震診断を実施してまいります。

学校給食においては、効率的運営を図るため、調理業務の民間委託を、南小学校に加えて、北小学校、田原本小学校でも実施いたします。更に学校給食用の食器を、衛生性、耐汚染性、耐熱性などに優れたものに更新し、児童の食育環境の充実に努めてまいります。

また、校務事務の効率化、情報セキュリティの向上を図るため、常勤の教員に対して、一人一台の校務用パソコンを整備してまいります。

次に、生涯学習につきましては、青垣生涯学習センターが開館10周年の節目を迎え、更に親しまれ利用されやすい生涯学習施設を目指してまいります。

これを拠点として、新年度も住民の自主的な生涯学習の意欲を支援するため、教室や講座を開催し、学習機会の拡充に努めてまいります。

スポーツ振興では、スポーツやレクリエーション活動については、住民の健康増進や体力向上を図るため、町体育協会と連携し、誰もが気軽にスポーツを楽しめる環境を整備してまいります。また、新しく設立されました住民が自主的に運営する形の総合型地域スポーツクラブの育成支援に努めてまいります。

文化財の保存につきましては、唐古・鍵考古学ミュージアムを情報発信基地として、本町の魅力ある文化遺産の情報を全国に発信すると共に、遺跡から出土いたしました大型建物跡の柱の展示や出土品の重要文化財の指定に向けて、その保全と活用を推進してまいります。

続きまして、総合計画の3つ目の施策である「都市基盤が充実したまちづくり」では、総合的な都市基盤の整備を推進し、利便性と安全性に優れた魅力あるまちづくりを目指してまいります。

まず、国史跡唐古・鍵遺跡の史跡公園を活用したまちづくりを推進するために、史跡公園北西部に交流促進施設を建設するための地質調査、開発許可に係る図書作成等の整備に関する検討業務に取り組んでまいります。

田原本駅周辺の整備につきましては、「人々が住まい・賑わう 暮らしよい田原

本駅前」を目指し、南街区の再開発事業の実施に向けての支援と共に都市計画決定を行ってまいります。また、駅前の活力が減退傾向にあることから、活性化と賑わいを創出する取組みを引き続き行ってまいります。

次に、道路整備事業につきましては、京奈和自動車道の田原本インターチェンジ周辺の道路整備事業を進めてまいります。その他の道路整備事業といたしましては、通学路の安全対策や道路改良、交通安全施設の整備・維持補修に取り組んでまいります。

水道事業につきましては、安全でおいしい水を供給するため、老朽化した大口径石綿セメント管更新事業に着手し、また、今後見込まれる施設更新・整備費用を鑑みて自己水と県水受水量の適正を検討すると共に、引き続き経費の抑制や維持管理費節減に努め、経営状況の透明性の向上と健全で効率的な事業経営を推進してまいります。

下水道事業につきましては、住環境の改善や公衆衛生の向上、また水質保全を図る上で欠かすことのできない施設であり、計画的に面的整備を進めているところであります。

新年度は公共下水道事業で3.46ヘクタール、特定環境保全公共下水道事業で8.34ヘクタールの面的整備を図ってまいります。

次に、良好な住まいづくりを推進する耐震化への取組みとしましては、住宅無料相談会の開催をはじめ、耐震診断や既存木造住宅の耐震改修工事に要する経費の一部について、引き続き助成をしてまいります。

安心・安全なまちづくりにつきましては、重大な危機や災害に備え、総合防災訓練の実施や自主防災組織の育成強化、防災知識の普及に努めるなど、防災体制の強化に取り組んでまいります。

近年、東南海地震・南海地震の発生確率が増していると公表されており、懸念されているところであります。そこで、大規模災害に備えて指定避難所である小・中学校に非常電源を確保し、また子どもたちへの環境教育に役立てられることを目的に太陽光パネル及び蓄電装置を順次設置してまいります。

現在、防災資機材は田原本町河川防災ステーションで集中的に保管しておりますが、この防災資機材を町内の数カ所に分散させることにより、災害発生時に資機材

を即座に届けるなどの対応が可能となることから、防災資機材を分散させるための保管庫の設置に取り組んでまいります。

奈良県広域消防組合が本年4月1日付で設立されます。この広域消防組合の設立により、消防の広域化を実現し、消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化により、住民の生命財産を守るための活動が充実され、更なる安全・安心が確保されるものと考えております。

また、治水対策につきましては、十六面調整池の整備を進めると共に、農地の所有者のご協力をいただき、昨年度より実証実験しております「田んぼダム」を20ヘクタールに拡充し、更なる貯める機能と保水機能を高める整備を進めてまいります。

次に、防犯体制の充実及び交通安全対策の推進につきましては、本年3月、県内警察署の再編を受け、田原本署が分庁舎化されました。これにより治安悪化が招くことがないよう、警察などの関係機関との連携をより一層強化し、犯罪と交通事故の少ないまちを目指してまいります。

(仮称)田原本駅前交番の設置につきましては、本年度に用地を確保したのに続き、新年度で交番建設に取り組んでまいります。

また、犯罪防止に寄与している防犯灯につきましては、LED化することにより維持管理費や環境への負荷を大幅に軽減するなどの効果があることから、防犯灯のLED化を計画的に取り組んでまいります。

続きまして、総合計画の4つ目の施策であります「快適に生活できるまちづくり」では、豊かな自然を活用した公園・緑地の整備と居住環境の向上に努めると共に、やすらぎのある空間を創出してまいります。

まず、廃棄物の抑制とリサイクルの推進につきましては、広報紙等による環境・ごみ問題の啓発と共に、地域における資源回収団体への助成の継続など、循環型社会を実現していくために、ごみの減量化、資源化に取り組んでまいります。

新たなごみ処理施設の整備でございますが、「やまと広域環境衛生事務組合」におきましては、生活環境影響調査などを終え、新年度から現施設の解体工事や新施設の本体工事の実施設計が予定されております。また、町内で一般家庭や事業所から直接持ち込まれるごみを一旦受け入れ積み替える中継施設につきましては、用地

取得・施設建設に取り組んでまいります。これらに伴い、現行収集体制の整備が必要なことから塵芥収集車の増車を図ってまいります。

次に、国史跡であります唐古・鍵遺跡の保存と整備については、平成29年度の完成を目指して史跡公園の整備を進めているところで、本年度で盛土造成工事が完了し、新年度からは池の北東の多重環濠や大環濠など、具体的な復元工事に取り組んでまいります。

続きまして、総合計画の5つ目の施策である「活力湧き出る産業振興のまちづくり」では、地域特性を活かした農業の振興をはじめ、工業基盤の整備、歴史・文化資源を活かした商業基盤の整備及び観光資源の開発など、活力と賑わいのある豊かな町を目指してまいります。

まず、農業振興につきましては、農業者等で構成される組織で行われる地域資源の基礎的活動を支援する農地・水・環境保全向上活動支援事業に引き続き取り組んでまいります。また、農業用機械、施設等の導入に対する支援事業、新規就農者の確保や耕作放棄地の解消事業等、特色ある地域農業の確立を目指し、関係機関と連携しながら農業振興を推進してまいります。

次に、国土調査法に基づく地籍調査を実施するための基礎資料収集などに着手してまいります。

商工業振興につきましては、消費者の購買意欲を促し、商工業者と地域経済の活性化を図るため、商工会によるプレミアム商品券の発行に対する補助を行い、町民生活を支援してまいります。

また、田原本駅前活性化のため、東側商店街の空き店舗を活用し、新たに事業を行う方に対し、店舗改装や家賃に対する補助を行います。中小企業者に対する資金融資制度も引き続き行ってまいります。

企業誘致につきましては、本町の産業の基盤強化と持続的な発展のため、県及び各関係機関との情報交換や連携を図り、企業訪問の実施や中小企業総合展への出展等に引き続き取り組んでまいります。また、企業立地促進条例に基づき、工場を新設等された企業を支援するため奨励金を交付してまいります。

観光振興につきましては、まちの歴史、文化を知ることにより郷土愛を高め、ふるさと田原本を誇りに思う心を養うことを目的に作成されました「田原本ふるさと

かるた」を使用してのかるた大会などを引き続き開催してまいります。また、田原本の歴史・町並み・文化財などの観光資源を県や関係市町村と連携して、広域的に情報発信してまいります。

最後に、総合計画の6つ目の施策である「効率的な計画推進をめざしたまちづくり」では、住民の主体的な活動と、行政の効率的で計画的な行財政運営の双方が協働し、町の将来像の実現を目指します。

まず、住民参加につきましては、まちづくりは、住民の皆様と行政とのパートナーシップが基本となることから、引き続き町政への住民参加機会の拡大や広聴・広報活動の充実に努めてまいります。

行財政運営につきましては、第4次田原本町行政改革大綱に基づき行政改革を着実に推進してまいります。

このほか職員の能力開発・向上につきましては、基礎的な職務能力のみならず、新しい知識を習得させるため、積極的に研修を受講するように努めてまいります。

次に、財政運営の適正化・効率化の推進については、計画的な財政運営はもとより、自主財源を確保するため、町税の収納率の向上を図ってまいります。具体的には、引き続き財産調査に基づく差し押さえを強化し、更に公金収納データの作成を指定金融機関に委託することにより効率的な徴収体制の確立に取り組んでまいります。

以上が、平成26年度における町政運営の基本的な方針と主要施策の概要でございます。

引き続きその他の議案につきまして申し上げます。

まず、報第2号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告につきましては、補正予算額は1,382万円の増額で、予算総額は106億5,968万6,000円となります。

補正の内容といたしまして、総務費1,382万円の増額は、かねてより奈良県警察本部長に対し、（仮称）田原本駅前交番を設置することを要望しておりましたが、了承されたことを受けまして、それに伴う土地借上料及び物件補償費用を補正するものであり、契約時期の関係から地方自治法第179条第1項の規定により、平成25年12月18日付で専決処分したものでございます。



次に、議第9号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、補正予算額は4億2,029万6,000円の増額で、予算総額は110億7,998万2,000円となります。

補正の内容といたしましては、まず国の補正予算を受け、農林水産業費の農業基盤対策事業費で1,900万円、土木費の道路新設改良費で4,500万円、教育費の南小学校北館及び北中学校北館校舎に係る耐震補強等事業費で8,190万1,000円を実施するものであります。

次に、総務費2億6,099万5,000円の増額は、新年度からの奈良県広域消防組合の発足に伴い、山辺広域行政事務組合解散による還付金を財政調整基金に積立てするものでございます。

民生費637万5,000円の増額は、利用実績による介護サービス給付費の増額に係る介護保険特別会計への繰出金でございます。

土木費のうち702万5,000円の増額は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

財源については、国・県支出金、地方債、分担金、諸収入及び繰越金でございます。

また、繰越明許費につきましては、私立保育所改築事業補助金ほか6件が、事業進捗に不測の時間を要したことや国の補正予算に対応するために必要な工期等を確保できないことなどから、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越すものであります。

地方債の補正につきましては、国の補正予算を受けて実施する社会資本整備総合交付金事業が事業費の増により限度額を変更するものであり、ほか3件については新たに限度額を追加するものであります。

次に、議第10号、平成25年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、補正予算額は237万7,000円の増額で、予算総額は35億5,813万9,000円となります。

補正の内容といたしましては、共同事業拠出金の確定に伴う高額医療費共同事業拠出金の減額及び保険財政共同安定化事業拠出金の増額でございます。

財源につきましては、共同事業交付金でございます。

次に、議第11号、平成25年度田原本町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出をそれぞれ1億5,847万5,000円減額するもので、予算総額は16億9,306万8,000円となります。

補正の内容といたしましては、昨年度に続く国庫補助金の減額により、事業費を2億4,357万5,000円減額すると共に、国の補正予算を受けて実施する事業費8,510万円を計上して翌年度に繰り越すものでございます。

また、繰越明許費につきましては、公共下水道事業及びほか2件が本年度内に完了できない見込みでありますので、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越すものであります。

なお、地方債の補正につきましては、公共下水道事業については事業費の増額により、また特定環境保全公共下水道事業及び流域下水道事業については事業費の減額により、それぞれ限度額を変更するものであります。

次に、議第12号、平成25年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、補正予算額は5,100万円の増額で、予算総額は22億7,770万7,000円となります。

補正の内容といたしましては、利用実績により増額が見込まれる介護サービス給付費の増額でございます。

財源につきましては、国・県支出金、支払基金交付金及び繰入金でございます。

次に、議第13号、田原本町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」等の施行による介護保険法の改正に伴い、同法で定められていた指定地域密着型サービス事業者等の指定に係る申請者の要件等を条例で定めるものでございます。

次に、議第14号、田原本町防災会議条例及び田原本町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきましては、災害対策基本法の一部改正によるもので、田原本町防災会議条例については、防災会議の構成委員及び所掌事務の変更、並びに田原本町災害対策本部条例については、根拠条文の一部改正を行うものでございます。

次に、議第15号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例につきましては、平成25年8月の人事院勧告に準じ、平成18

年度からの給料抑制の回復措置をするための改正と条文整備を行うものでございます。

次に、議第16号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、国民皆保険の基礎である国民健康保険の安定的な実施のための施策を進めているところでございます。

現在、区市町村で国保制度の検討が行われている状況を踏まえ、平成26年度は税率の改正を実施いたします。基礎課税及び介護納付金課税の資産割を廃止し、所得割額、均等割額、平等割額の3方式とするものでございます。

次に、議第17号、田原本町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行による社会教育法の改正に伴い、同法で定められていた社会教育委員の委嘱の基準を条例で定めるものでございます。

次に、議第18号、田原本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正により、条文の一部改正を行うものでございます。

次に、議第19号、田原本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正により退職報償金の支給額の変更を行うものでございます。

次に、議第20号、田原本町道路線の認定につきましては、開発寄付等により5路線を認定するもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第21号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の変更につきましては、平成25年第2回定例会において、議第38号で議決を得た協議書中、財産の追加及び施設名称の変更、施設の所在地の訂正並びに財政調整基金の額に変更が生じたことについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、議第22号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更につきましては、平成25年第2回定例会において、議第39号で議決を得た協議書中、

歳計現金の取り扱いの変更、新庁舎の完成に伴う表現の変更及び施設の所在地の訂正について、山辺広域行政事務組合規約第16条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上、今期定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

何とぞ慎重にご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○議長（辻 一夫君） 以上をもちまして副町長の提案理由の説明を終わります。

---

---

#### 予算審査特別委員会の設置について

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。本定例会に一括上程されております議案のうち議第1号、平成26年度田原本町一般会計予算より議第8号、平成26年度田原本町水道事業会計予算までの8議案については、去る2月24日に開催されました議会運営委員会において協議いたしました結果、総合的な見地から慎重な審議を要するものと考えられますので、本件については7名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（辻 一夫君） ご異議なしと認めます。よって、本案については7名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

委員選任のため暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

---

午前11時48分 再開

○議長（辻 一夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

---

#### 予算審査特別委員会の委員選任について

○議長（辻 一夫君） お諮りいたします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員選任については議長より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、議長より指名いたします。

指名については事務局長より発表させます。

○議会事務局長(植田知孝君) それでは発表いたします。

予算審査特別委員会構成人員は7名でございます。委員を朗読いたします。なお、順不同、敬称は省略させていただきます。

松本宗弘、小走善秀、松本美也子、植田昌孝、吉田容工、安田喜代一、森井基容、以上でございます。

○議長(辻 一夫君) ただいま指名いたしました委員より正副委員長の選出をお願いいたしたいと思っておりますので、暫時休憩いたします。

午前11時49分 休憩

---

午前11時51分 再開

○議長(辻 一夫君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に予算審査特別委員会の正副委員長の選出につき協議いたしました結果を事務局長をもって発表させます。

○議会事務局長(植田知孝君) 発表いたします。

予算審査特別委員会委員長、松本美也子委員、副委員長、吉田容工委員、以上でございます。

○議長(辻 一夫君) ただいま事務局長から発表がありましたとおり互選されたので、よろしくお願ひ申し上げます。

---

---

上程議案の委員会付託について

○議長(辻 一夫君) それでは一括上程されております本議案につきましては、各所管の委員会及び予算審査特別委員会に各々付託いたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(辻 一夫君) ご異議なしと認めます。よって、所管の各委員会及び予算審査特別委員会に各々付託いたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては、事務局長をもって朗読させます。

○議会事務局長（植田知孝君） それでは委員会別の付託議案を朗読いたします。

報第2号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第5号）の専決処分の報告につきましては、総務文教常任委員会。

議第1号、平成26年度田原本町一般会計予算から議第8号、平成26年度田原本町水道事業会計予算までの8議案につきましては、予算審査特別委員会。

議第9号、平成25年度田原本町一般会計補正予算（第6号）につきましては、各常任委員会。

議第10号、平成25年度田原本町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議第13号、田原本町指定地域密着型サービス事業者等の指定に関し必要な事項を定める条例までの4議案につきましては、厚生建設常任委員会。

議第14号、田原本町防災会議条例及び田原本町災害対策本部条例の一部を改正する条例並びに議第15号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の2議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第16号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、厚生建設常任委員会。

議第17号、田原本町社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例から議第19号、田原本町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例までの3議案につきましては、総務文教常任委員会。

議第20号、田原本町道路線の認定については、厚生建設常任委員会。

議第21号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の変更について及び議第22号、山辺広域行政事務組合の解散に伴う事務の承継の変更についての2議案につきましては、総務文教常任委員会。

以上でございます。

○議長（辻 一夫君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会をいたします。ありがとうございました。

午前11時55分 散会